

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2026年 5 月14日

【会社名】 株式会社秀英予備校

【英訳名】 SHUEI YOBIKO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡 辺 武

【本店の所在の場所】 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目 7 番 1 号

【電話番号】 054-252-1792 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 渡 辺 喜代子

【最寄りの連絡場所】 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目 7 番 1 号

【電話番号】 054-252-1792 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 渡 辺 喜代子

【縦覧に供する場所】 株式会社秀英予備校本店
(静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目 7 番 1 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

尚、本臨時報告書は、当該事象が判明した時点で遅延なく提出するべきでしたが、本日まで未提出となっておりましたので今般提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2026年4月28日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容、及び当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社は、2026年3月期第4四半期連結会計期間（2026年1月1日～2026年3月31日）におきまして、特別損失（校舎移転・閉鎖損失引当金繰入額）を170百万円計上いたします。主な内容は以下のとおりです。

当社では、成長戦略の一環として、校舎の適正配置を図るため、スクラップ&ビルドを推進しております。この方針に基づき、山梨県及び宮城県の拠点校について移転の意思決定を行い、現校舎における退去から契約満了までの非営業期間（いずれの校舎も退去から2027年5月までの期間）の賃借料等が発生することとなり、「校舎移転・閉鎖損失引当金繰入額」170百万円を特別損失として計上いたします。

山梨県及び宮城県の拠点2校舎はいずれも2027年5月に賃貸借契約が満了を迎えるため、賃借料負担を軽減しながら、現在の生徒が継続して通塾可能な移転先を近隣にて模索しておりました。この度、現校舎近辺にて好立地な物件が見つかったことにより移転の意思決定をいたしました。

また、移転先における詳細な契約条件は、現在調整中ではありますが、今回の移転により大幅な賃借料等の削減が可能となり、2027年3月期以降、利益貢献できる予定であります。